

年 月 日

山武市長

様

住 所
申 請 者
氏 名 ㊟

住 所
上記代理人
氏 名 ㊟

境界確定申請書

下記の土地の境界を確定して下さるよう申請します。

記

1 申 請 地
市 有 地

地 目

隣接土地

地 目

2 確定申請の理由

3 添付書類 案内図・公図写し・登記簿謄本（確定すべき土地の謄本のみ）・
委任状（代理人の場合のみ）・その他参考となる資料

4 連絡先

添付書類

1 案内図

2 公図写しに記載する事項

※ 境界確定の根拠となります

(1) 転写した法務局の名称

(2) 転写したものの住所・氏名・押印

(3) 縮尺（大字・字ごとに違う場合があります）

(4) 方位

(5) 所在（市町村大字・字）

(6) 公図が着色されていれば、同じ色で着色する

(7) 申請地及び隣接地の所有者の住所・氏名（一覧表を添付しても可）

3 登記簿謄本（確定すべき土地の謄本のみ）

4 委任状（代理人の場合のみ）

※ 申請人が代理人を立てる場合は、申請人（確定すべき土地所有者）の住所、氏名（捺印は不要）を記入し、その下欄に、上記代理人住所氏名及び捺印し、委任状を添付すること

5 隣接地等従前に境界立会を実施している場合は、その年・月を申請書その他欄に記載すること

※ 周囲等で過去に実測図等が作成されていれば、実測図の写し

※ 古図等があれば、その写し

※ 過去に公共用地として買収等をされた場合は、その年月日を申請書その他欄へ記載してください

6 その他参考となる資料等があれば添付すること

境界確定について

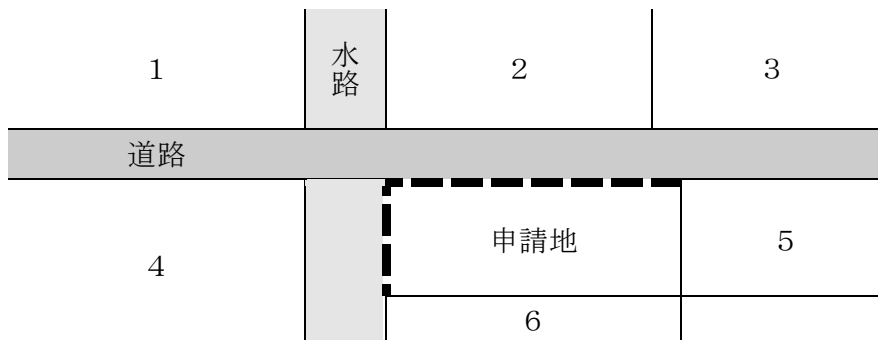
1 境界確定申請

- (1) 県道・国道・河川等については山武地域整備センターに・未譲与の赤道・青道は関東財務局千葉財務事務所に境界確定申請を提出する。
- (2) 山武郡中央土地改良施工区内（主に公図が1/500で作成されている地区）については山武郡中央土地改良区に境界立会を求める（換地図面を管理しているため）。

2 境界立会い

- (1) 境界確定のために立会いが必要となる地権者については申請者より立会いを依頼すること。
- (2) 同意書及び添付書類については、申請者が取りまとめのうえ市長に提出すること。
 - ア. 道路、水路等の申請区域に接している土地（申請地から道路、水路をはさんだ向かい側の土地を含む）について必要。
 - イ. 共有の場合は、共有者全員の同意が必要。
 - ウ. 登記簿上の住所と現住所が違う場合には、その住所移転について確認できる書類を添付すること。
 - エ. 相続の発生している土地については、相続権者全員の同意書及び相続関係を確認することのできる書類を添付すること。

【例】 1、2、3、4、5、6の土地が隣接土地。



3 境界標の設置

隣接地権者の同意書と引き換えに市境界標を支給するので、境界に設置し測量図を提出すること。

4 確定協議を結ぶ場合

確定協議書の交付申請書に必要書類を添付し提出すること。設置した境界標を測量し、道路・水路の幅員及び境界標の座標を記載すること。

現地確認のうえ、確定協議書を交付します。